

名証自規G第17号
平成25年12月24日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 中村 秀昭

**法定開示書類及び適時開示事項を自社ウェブサイト等に
掲載する場合の留意事項に即した運用の徹底について**

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、正式な公表予定時刻より前に上場会社が重要な会社情報を自社のウェブサイトの「公開ディレクトリ」に情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、外部者によって容易に当該情報が閲覧されてしまう事例が存在したことを受け、同様の事例の再発防止の観点から、金融庁と全国証券取引所の連名により留意事項の通知を行う¹と共に、上場規則において適切な運用を義務付ける²などの対応を行ってまいりました。

しかしながら、その後も一部の上場会社において、適切な運用のルール化及び周知徹底が行われていなかったことから、担当者変更などの際に誤った運用が行われ、公表前の決算情報が外部者によって閲覧される事例などが見受けられております。

上場会社等の皆様方におかれましては、日頃から未公表情報の情報管理に細心の注意を払われていることと存じますが、今一度、自社ウェブサイト等への掲載に関する実際の運用状況をご確認いただくと共に、継続的に適切な運用を行うため、マニュアル等を整備し、定期的に点検を行うなど、留意事項に即した運用の徹底を図るよう、あらためてお願い申し上げます。

なお、別紙において、誤った運用が行われた具体的な事例等について記載しておりますので、併せてご確認ください、ご参考にしていただければと存じます。

敬 具

【本件に関するお問合せ先】
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174

¹ 別添「法定開示書類及び適時開示事項を自社ウェブサイト等に掲載する場合の留意事項について」（平成25年4月5日）

² 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第13条の2など。なお、上場規則に違反して不適切な運用が行われた場合には、その影響の程度や改善の必要性に応じて、上場規則に基づく実効性確保措置（改善報告書の提出や、上場契約違約金の支払い及びその旨の公表など）の適用対象となります。

【事例①】

- ・A社では、開示資料を自社のウェブサイトに掲載する際、外部からアクセス不可能なテスト環境にアップロードし、掲載内容の確認を行ったうえで、TDnetにおける公表時刻以降に、外部からアクセス可能な本番環境にアップロードすることとしていた。
- ・しかし、作業担当者への周知徹底が不十分であったため、作業担当者が当該手順の必要性を理解しておらず、テスト環境へのアップロードと同時に、本番環境にアップロードしてしまった。
- ・このため、TDnetにおける公表時刻より前に、URLを探知した外部者によって開示資料が閲覧されてしまった。

【事例②】

- ・B社では、事前に公表時刻を指定して開示資料を登録し、当該指定時刻になると自社のウェブサイトに掲載されるウェブサイト管理システムを利用していた。
- ・しかし、作業担当者が長期休暇に入ったため、他の担当者が開示資料の登録作業を行ったところ、公表時刻の指定を失念したため、当該開示資料が直ちに自社のウェブサイトに掲載され、TDnetにおける公表時刻より前に、外部者によって閲覧されてしまった。

■ 問題点

A社では、留意事項の通知等を踏まえ、適切な手順によりウェブサイトへの掲載を行うこととしていたものの、作業担当者に掲載手順を指示する際に、当該手順が必要となる理由について説明しておらず、また、掲載手順についてマニュアルを整備するなど文書化を行っていなかったため、作業担当者の掲載手順に対する順守意識が希薄でした。また、作業担当者が行った作業について、誰も確認していませんでした。

B社でもA社と同様、掲載手順について文書化が行われておらず、担当者間の引き継ぎが十分にできていませんでした。

■ 留意点

ウェブサイト等での会社情報の取扱いの重要性について正しく認識し、適切な運用を確実に、また、継続的に行うためには、運用のルール化及びチェック体制の確立が必要です。例えば、掲載手順及びその必要性について明記したマニュアルを整備し、作業担当者に対して周知徹底を図るほか、実際に作業を行う際には、別の担当者による二重チェックを行うなどの対応が望まれます。

【事例③】

- ・C社では、ある適時開示に合わせて、自社ウェブサイトにおける開示資料の掲載レイアウトを改良するため、外部からアクセス不可能なテスト環境において開発を進め、当該適時開示を行う当日の早朝からは、外部からアクセス可能な本番環境において確認テストを実施した。
- ・しかし、実際の開示資料を用いてテストを実施したため、夕刻を予定していたTDnetにおける公表時刻より前に、外部者により当該開示資料が閲覧可能な状態となった。

■ 問題点

C社では、URL を公開していなければ、検索エンジンにより探知される可能性が低い
ため、確認後直ちに削除すれば問題ないとの誤った認識のもと、外部からアクセス可
能な本番環境において確認テストを実施していました。

■ 留意点

情報セキュリティ措置を講ずることなく、外部からアクセス可能な環境に開示資料
を保存した場合、URL を公開していなくても、外部者により探知され、開示資料を閲覧
される可能性があります。このため、一時的であっても、公表予定時刻より前に開示
資料を外部から閲覧可能な状態に置くことは、上場規則により禁じられています。

以 上